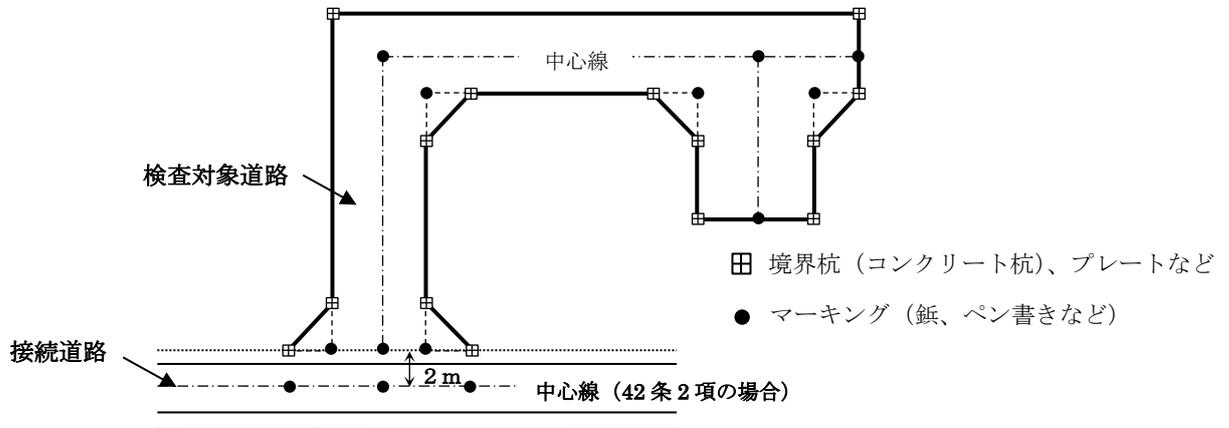


## 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置指定に係る完了検査時の注意点

道路位置指定に係る完了検査を円滑に行うため、あらかじめ、次の事項について確認をお願いします。（完了検査時に確認が取れない場合は、指定できないことがあります。）



### 1 次の箇所を現地に明示

#### ① 接続道路の中心（建築基準法42条2項道路の場合）

接続道路が建築基準法42条2項道路の場合は、道路境界を確認し、中心部分にマーキング等をしてください。42条2項道路の中心から2mの位置が、位置指定道路の始点となるため、検査時に確認します。

#### ② 検査対象道路の中心

検査対象道路の延長の確認は道路中心線の計測で行います。始点、終点、折れ点、接点などにマーキング等をお願いします。

#### ③ すみ切りの頂点

すべてのすみ切り部分の頂点にマーキングをお願いします。

#### ④ 検査対象道路の境界

検査対象道路の周囲に境界杭（コンクリート製）やプレートなど、容易に動かない標示物を設置してください。

### 2 道路排水施設（道路側溝、横断側溝、集水柵）の確認

検査時に道路排水施設（道路側溝、横断側溝、集水柵）の大きさを確認します。一部蓋を開けて計測しますので、蓋をボルト締めしている場合は、レンチなどを用意してください。（計測箇所は検査時に抽出します。）

### 3 道路勾配（縦断勾配）の確認

レベルなどの測量機器により、あらかじめ縦断勾配を確認してください。なお、縦断勾配が概ね10%以上の場合は、検査時にも確認しますので、測量機器等の用意をお願いします。

### 4 工事施工写真を提出してください

舗装構成を確認するため、検査時に工事施工写真を提出してください。